

Ⅲ 前計画(DV防止計画第6次)の取組と評価

基本目標1 被害者等の相談・保護体制の充実

【成果】

- 女性相談センターや県保健福祉事務所を窓口とした相談支援のほか、民間支援団体と連携した夜間・休日電話相談や、みやぎ男女共同参画相談室における相談の受付により、被害者等の相談環境の整備を図るとともに、相談員向けの研修会を開催し、相談員の資質向上に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による生活不安やストレス等により、DV被害の潜在化や深刻化が懸念される中、民間支援団体と連携したSNS相談や出張相談(アウトリーチ事業)を実施し、DVの早期発見に努めるとともに若年層向け相談窓口の拡充を図りました。
- DVと児童虐待は密接な関係にあることから、子育て家庭へDV及び児童虐待予防啓発資料を配布し、意識啓発や相談窓口の周知を図りました。
- 行政、警察、民間支援団体などDV対策に携わる機関は多岐にわたることから、県全体の婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会や各圏域におけるネットワーク協議会を開催し、関係機関間の情報共有・連携強化を図りました。

【課題】

- より身近な地域で切れ目のない支援が行えるよう、市町村に対し市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた適切な助言・支援を引き続き行う必要があります。また、未設置の市町村においても、DV被害者等からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、市町村の相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 20歳未満の相談件数の割合が少ないことから、若年層に対する相談体制の支援施策の整備を図るとともに、通報制度の周知を図り、DV被害者の早期発見につなげる必要があります。
- 一時保護所では、外出規制や通信機器の使用制限等、様々な制約により入所をためらう事例もあることから、一人ひとりの意思を尊重した保護体制の充実を図る必要があります。

基本目標2 被害者等の自立に向けた支援

【成果】

- DV被害者及び同伴する家族の心身の回復のため、一時保護所や婦人保護施設に心理士を配置し、心のケアに関する支援の充実を図りました。
- 施設退所者が安心して地域生活に移行できるよう、民間支援団体と連携し、電話相談や家庭訪問、各種手続きにおける同行支援など切れ目のないアフター支援の提供に努めました。
- 住居の確保、就労支援等の自立支援を実施し、DV被害者の生活基盤の整備を行いました。

【課題】

- DV被害者は精神疾患を含め複合的な課題を抱えている事例が多くなっていることから、心身の回復に向けて、引き続き医師及び心理士による医学的又は心理学的な援助が必要です。
- DV被害者の多くは新たな地域で生活を始めることから、地域で孤立することがないよう民間支援団体等と連携し、一人ひとりに応じた切れ目のない中長期的な支援の充実が必要です。
- 住居の確保、就労支援等、関係機関が連携し、DV被害者へ適切な支援制度の情報提供と活用支援に努める必要があります。

基本目標3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援

【成果】

- 児童相談所や県関係機関、市町村、学校等が連携し、児童虐待の早期発見と子どもの安全確保に努めました。
- 子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)により、子どもは心に大きな傷を負い、成長過程において深刻な影響が懸念されることから、その子どもに合わせた心のケアの充実を図るとともに、DV被害者とその子どもに対する包括的な支援施策を実施しました。
- DV事例を扱う婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会と児童虐待事例を扱う要保護児童対策地域協議会へDV及び児童虐待対応機関の双方の参加を促進し、母子への支援の充実を図りました。

【課題】

- 児童虐待対応件数が増加していることから、より一層DV対応機関と児童虐待対応機関の連携を強化し、DVや児童虐待の早期発見・早期対応等に努める必要があります。
- 引き続き、婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会と要保護児童対策地域協議会へDV及び児童虐待対応機関の双方の参加を促進し、より多くの機関が支援に関われるように図ります。

基本目標4 民間支援団体との連携・協働

【成果】

- 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会への民間支援団体の参加を促進し、連携の強化を図りました。
- 民間支援団体と連携し、県の相談窓口の他に夜間・休日電話相談、SNS相談、出張相談を実施し、相談体制の拡充を図るとともに、官民双方が参加できる相談員向けスキルアップ研修会の開催により相談員の資質の向上を図りました。
- DV被害者向けの講座を実施し、自立支援に寄与しました。
- 民間支援団体と連携したDV被害者等シェルターの開設により、DV被害者の意思を尊重した保護支援を図りました。

【課題】

- 行政のほか、民間支援団体による支援の実施は、より多くのDV被害者の支援を可能にすることから、引き続き行政と民間が連携しながら取組を進めていく必要があります。
- 民間支援団体の運営基盤を支えていくための財政的支援や、民間支援団体が行う活動への助言・広報の協力等、必要な支援の検討を進めていく必要があります。

基本目標5 暴力を許さない社会の形成

【成果】

- 各種広報媒体での広報や啓発講座の開催により、広く県民に対しDVに関する意識啓発を図りました。特に、若年層に対しては、学校への出前講座等を積極的に実施し、受講生徒の約9割が「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答するなど、啓発が進みました。
- 市町村におけるDV基本計画の策定促進のため、未策定の市町村に助言・支援した結果、新たに1村で計画が策定されました(計24市町村で策定)。
- DV支援者等に向けた「DV対応の手引き」を作成・配布するとともに、各種研修会の開催や研修会への職員派遣等により、支援制度等の理解促進を図り、相談対応力の向上を図りました。

【課題】

- 今後も、県民一人ひとりがDVを社会的な問題として捉え、DVを容認しない社会的気運を醸成する必要があります。特に、子ども達をDVの加害者にも被害者にもさせないため、教育機関や民間支援団体と連携し、若年層を対象とした人権教育・啓発の強化を図る必要があります。
- 各市町村がDV対策の具体的な取組を明確にし、その取組を促進していくため、市町村DV基本計画の策定に向けて、引き続き、助言・支援していく必要があります。
- DV被害者は複雑な課題を抱えていることから、DV支援者等が、継続して体系的に研修を受講できる機会を設け、DV支援者等の相談対応力の向上を図る必要があります。
- 国の加害者更生に関する調査研究結果を基に、県における加害者への対応について検討を進める必要があります。

第6次計画の全体評価

- 生徒に対する啓発を継続的に実施したことで、若年層及び教職員の意識啓発が図られました。
- 民間支援団体との連携強化については、SNS相談やアウトリーチ相談を実施し、相談窓口の拡充を行うとともに、民間支援団体と連携したDVシェルターの開設により、DV被害者の意思を尊重した支援体制の構築を図りました。
- 児童虐待問題は、DVと密接な関係にあることから、児童相談所等関係機関と連携し問題の早期発見に努めました。
- 一方で、未だ相談や保護につながらないDV被害者もいることから、県民一人ひとりがDVを社会的な問題として捉え、DVを容認しない社会的気運を醸成する必要があります。また、DV被害者の自立には中長期的な支援が欠かせないことから、更なる支援体制の構築と連携強化を行う必要があります。